

# まちを守る消防団員を募集

あなたの力がすそのを支える



会社員や自営業の人などが活躍している消防団は、いざというときに消防署員と力を合わせて消火活動や救助活動などを行う頼りになる身近な存在です。市では、団本部・女性消防、東・西・深良・富岡・須山分団が活動しています。一緒に大切なまちを守りませんか。

## 消防団員は特別職の非常勤公務員

消防団員は、普段は他の仕事をしていたり学校に通っていたりする特別職の非常勤公務員です。現在、市では男性181人、女性7人の団員が活動しています。市内に住んでいるか通勤している18歳以上の健康な人は、男女問わずどなたでも入団できます。

## 消防団の活動内容

**災害時の活動**／消火活動、水防活動、救助・救出活動、消防隊員などの後方支援活動、避難誘導などを行います。

**平常時の活動**／災害に備えた訓練、防災啓発活動、高齢者住宅の防火訪問、応急手当指導などを行います。

## 入団後の処遇（報酬の支給、公務災害補償など）

**報酬・手当の支給**／年間一定の報酬（数万円程度）が支給されます。災害で出動した場合や訓練を行った場合などには、出動手当（1回1,500円）が支給されます。

**公務災害補償**／消防団として活動中に負傷した場合は、治療費用などが補償されます。

**退職報償金の支給**／消防団を退団した場合は、勤務年数に応じて退職報償金が支払われます。

## 入団するには

入団を希望する人は、近くの消防団員か危機管理課へ連絡してください。

消防庁の消防団オフィシャルウェブサイト



☎ 危機管理課 995-1817

# 遺言・相続登記無料相談会

市民無料相談会に合わせ合同開催

## 「遺言・相続登記無料相談会」のお知らせ

令和6年4月1日から、相続登記の義務化が始まることをご存じですか。

静岡県司法書士会では、相続登記の義務化に先立ち、遺言や相続、遺贈などでお悩みの人を対象に無料相談会を市民無料相談会と合同で開催します。

相談会は無料ですので、お気軽にお越しください。

🕒 12月20日(火) 13時～15時

📍 市役所4階会議室

### 【同時開催】市民無料相談

各分野の専門家が相談に応じます。申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

🕒 12月20日(火) ※受付▶終了時刻の20分前まで

📍 市役所4階会議室

📌 ●行政相談、人権相談/10時～12時、13時～15時  
●資格団体相談/10時～12時

## 法務局からのお知らせ

あなたと家族をつなぐ相続登記  
～相続登記・遺産分割を進めましょう～

令和5年4月1日から遺産分割のルールが変わります。また、令和6年4月1日から土地や建物の相続登記の申請が義務化されます。

相続した自分の権利を大切にするとともに、次の世代につながる相続登記や遺産分割のことをしっかり考えてみませんか。詳しくは、「法務省 所有者不明」で検索！



☎ 静岡地方法務局  
054-254-3555



☎ コミュニティ課 995-1874